

「座間市部活動地域展開基本方針（素案）」に関する意見公募（パブリックコメント）実施要領

1 意見募集の目的

部活動地域展開において、国の最終とりまとめでは、「2026年度からの6年間を『改革実行期間』と位置付け、休日は原則すべての部活動で地域展開の実現を目指す」としています。

本市では、国の動向や神奈川県が令和5年10月に示した「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」を踏まえ、令和5年度からスポーツ・文化芸術活動関係者、保護者、教職員等を構成員とした部活動地域展開検討委員会を開催し、改革方針や体制づくりに向けての課題等について検討を重ねてきました。

方策の検討を行い、このたび、「座間市部活動地域展開基本方針（素案）」を作成しましたので、内容をお知らせするとともに、皆さんのご意見を募集します。

2 意見提出期間

令和8年1月16日（金）～令和8年2月16日（月）

3 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に通勤又は通学する方
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- (4) 本事案に利害関係を有する方

4 閲覧場所

市役所1階市民情報コーナー・5階教育指導課、各出張所、市公民館、東地区文化センター、図書館、各コミュニティセンター

※ 閉庁日、閉館日は閲覧できません。

※ 市ホームページからも閲覧できます。

5 意見提出方法

意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

なお、電話での受付は行いません。

- (1) 持参、郵便、FAXの場合

① 記載事項

任意の様式に次の掲げる項目の内容を記載してください。

・件名 座間市立中学校給食全員喫食実施方針（素案）に関する意見	
・案に対する意見	
・本人の情報	
市内に住所を有する方	住所及び氏名
市内に通勤する方	住所及び氏名並びに事務所又は事業所の名称

	及び所在地
市内に通学する方	住所及び氏名並びに学校の名称及び所在地
市内に事務所又は事業所を有する法人 その他の団体	事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者 氏名
本事案に利害関係を有する方	住所及び氏名(法人その他の団体にあっては、 事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者 氏名)並びに利害関係を有することを証する 事項

② 提出方法

持参	座間市役所 5 階教育指導課 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土曜・日曜日、祝日を除く)
郵便	〒 252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目 1 番 1 号 座間市教育指導課 宛て (令和 8 年 2 月 16 日 (月) 必着)
FAX	046-252-4311 送信先 : 座間市教育指導課 宛て

(2) LINE 申請の場合

次のQRコードよりアクセスし、必要事項を入力してください。



6 意見及び対応の公表

皆様からいただいた意見、意見に係る検討結果及びその理由は、市ホームページなどで公表します。

- (1) 意見を提出いただいた方の個人情報は、公表しません。また、適正に管理し、他の用途には使用しません。
- (2) 提出いただいた意見に対し、個別の回答は行いません。

7 事務担当

座間市教育部教育指導課 〒 252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目 1 番 1 号

電話 046-252-8732 (直通)

FAX 046-252-4311